Nikaho's Information くらしの掲示板

イベント・催し物

第6回にかほっとビアパーティ＆カラオケ大会の開催

にかほっとで初夏を楽しみませんか。

期日　6月27日㈫
時間　午後6時～8時30分
会場　にかほっと特設会場
定員　①ビアパーティー…前売80人、当日10人②カラオケ大会…先着15人
料金　①3、000円②無料
販売所　にかほっと内店舗（サンライズ、グリーンドルフィン、きさかたPIZZA、ソナム）
問合先　にかほ市観光協会☎43・6608

七夕茶会（立礼席）

美味しいお茶いかがですか。初めての方でも大歓迎です。

期日　7月2日㈰
時間　午前9時30分～午後2時30分
会場　スマイル集会室
参加費　500円
問合先　裏千家一会会菊地☎35・3351

公共機関から

総合県税事務所からのお知らせ

【自動車税の納期限は6月30日㈮です】

自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。

4月1日以降に移転登録（転売等）したときでも4月1日現在の所有者が全額納付することになります。

忘れずに最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで期限内に納めましょう。

【自動車税もぜひ口座振替で】

公共料金の支払いと同じように、自動車税も口座振替にしませんか。わざわざ金融機関へお出かけになる手間が省けて安全、確実です。

県内の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協などに預金口座があれば、どなたでも利用できます。秋田銀行、北都銀行およびみずほ銀行は県外の支店でも可能です（ゆうちょ銀行は利用できません）。平成30年3月31日までに申し込みされますと平成30年度分の自動車税から口座振替ができます。

問合先　秋田県総合県税事務所納税部収納管理課☎018・860・3331／秋田県総合県税事務所由利支所☎23・4105

まるっと鳥海わくわくキャンペーン2017

環鳥海地域でスタンプを集めて応募すると、抽選で各市町のペア宿泊券や地元特産品等が当たります。

実施期間　9月30日㈯まで
応募締切　10月15日㈰
スタンプ設置施設　道の駅や観光施設等計34施設
応募・問合先　由利地域振興局地域企画課☎22・5432

にかほ警察署からのお知らせ

だまされてしまう前に相談を！

▼お金の話しの電話
▼宅配便等で現金を送らせる
▼コンビニエンスストアで電子マネーを買って番号を教えて

などは詐欺かもしれません。

また、**他人には名前を貸してはいけません。**

問合先　にかほ警察署☎43・2935

公共機関から

観光ポスター差し上げます

市内店舗や施設等に掲示し、観光PRにご協力いただける皆さまへ、にかほ市観光ポスター（元滝伏流水、あがりこ大王、蚶満寺の3種類）を差し上げます。

※ポスターの数に限りがあります。無くなり次第終了となりますのでご了承ください。また、配付は窓口対応のみとなります。

配付場所・問合先　にかほ市観光協会☎43・6608

お忘れなく 労働保険の年度更新手続き

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ、精算することになっています。

平成29年度の申告・納付期間は6月1日㈭から7月10日㈪までです。お早めに手続きをお願いします。

問合先　本荘労働基準監督署☎22・4124

困りごと・相談

無料調停相談会

期日　7月6日㈭
時間　午前10時～午後3時
会場　本荘簡易裁判所
内容　金銭・土地・建物・交通事故・家庭（夫婦、親子関係、離婚、相続）の問題等
問合先　本荘簡易裁判所内本荘調停協会事務局☎22・3916

女性のための電話相談

なかなか法律相談の機会を持てない方も、この機会に電話で相談してみませんか。

期日　6月23日㈮
時間　午前10時～午後3時
内容　離婚・ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、労働問題、事実婚、同性婚
相談先　☎018・862・4071（当日のみつながる番号です）
問合先　秋田弁護士会☎018・862・3770

18歳以上のひきこもりに関する巡回相談

期日　7月14日㈮
時間　午前10時30分～午後2時30分
場所　由利本荘保健所
対象　18歳以上の引きこもり状態にあるご本人やその家族など
申込・問合先　秋田県ひきこもり相談支援センター☎018・831・2525

その他

金浦湾頭まつり「新・金浦音頭」踊り講習会

期日　7月9日㈰
時間　午後1時30分～3時
会場　金浦公民館軽運動室
講師　金浦地域婦人会
問合先　金浦地域婦人会

周防☎38・3155

にかほ市消費生活センターからのお知らせ

◆ハガキやメールで…

「解決のために至急連絡ください」「連絡がない場合は法的手続きへ移行します」のような通知が届いたという相談が増えています。個人情報が知られ、しつこく請求を受けることがあるので、あわててハガキ等に書いてある番号へ電話をかけてはいけません。消費生活センターへ相談を。

◆光回線などの勧誘を受けたときは…

・その場ですぐに決めずに、費用や料金等を十分検討してからお返事を。
・断るときは、あいまいな返事をせずに、はっきり断りましょう。
・しつこい勧誘に困ったときや、あいまいな返事をして請求がきた場合は、すぐに相談を。

問合先　にかほ市消費生活センター☎32・3043